

指定避難所運営マニュアル
(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和2年5月
余 市 町

○ はじめに

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は「緊急事態宣言」の対象地域を5月6日までの間、すべての都道府県に広げ、うち北海道を含む13都道府県は、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に位置付けられた。

本町においても、町長を本部長とした「余市町新型コロナウイルス感染症対策本部」にて、町民の命や健康を守ることを第一に国や北海道と連携を図り、感染予防・拡大防止に努めているところである。

このような中、新型コロナウイルス感染症は、多くの人が抗体をもつか、治療薬やワクチン、特効薬など開発され普及されるまで、完全な鎮静化は困難であり、少なくとも年単位の時間がかかると言われている。

それまでの間においても、巨大台風や爆弾低気圧の襲来、或いは突発的な地震の発生は否定できない。

新型コロナウイルス感染症流行期に災害が発生し、指定避難所に多くの避難者が避難した場合、何も処置・対策を講じなければ、その避難所が密閉、密集、密接となり新型コロナウイルス感染拡大につながる。また、令和2年2月、横浜で起こったダイヤモンドプリンセス号船内の感染拡大事例から想像すると、災害避難における感染防止対策は、いま最大限に備えるべき取り組みである。

そのため、現行の「指定避難所運営マニュアル」（令和元年8月）に新型コロナウイルス感染症対策として、「新たに追加すべき対策」「拡充すべき対策」を取りまとめた「指定避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を作成した。

本マニュアルは、現行の「指定避難所運営マニュアル」において、規定のなかった「感染症対策」に特化したものであり、従来のマニュアルに相反するものではなく、本マニュアルに記載のない事項については、現行マニュアルによるものとする。

感染防止の原則的事項

「密集」、「密接」、「密閉」、所謂「三密」を防ぐ、に加えて

- ① 飛沫感染の中には、エアロゾルとして空気中を漂うウイルスからの感染もある。
- ② 紙や衣類、ステンレス、プラスチックの表面では、相当時間ウイルスが生き残り接触感染を起こすこと。
- ③ 共用の多いトイレで、ドアノブや便座、排せつされた便やその飛沫からの感染もある。

以上を考慮した感染症対策が必要である。

第1章 事前対策

1 町民への広報

① 町民が避難する前に、検討することを平時から事前に周知

- 避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は在宅避難も検討
- 避難所以外への避難を検討（親戚や知人の家（縁故避難）、車中泊、テント泊（青空避難）、自宅における垂直避難等）
- マスクや石鹸（消毒液）、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を用意
- 服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等を用意
- 避難所に行く際はマスクを着用し、入所時に「健康状態チェックカード」を記入し提出する。

【第11号様式】健康状態チェックカード

② 避難所の感染症対策（2m間隔の確保等）の徹底

③ 避難警戒レベル情報を基に、早期避難を徹底するよう周知

【参考資料①】多様な分散避難について

【事前広報資料】災害時の避難について（新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備えて）

2 資機材の備蓄

① 資機材の準備

- 避難者の体温測定用の非接触型体温計
- 飛沫感染防止用のビニールシート等

② 備蓄品の拡充

- マスク、石鹸、アルコール消毒液
- 手すり、ドアノブ等の共有部分を消毒するための除菌スプレー
- 避難所の区割りに使用する資材（パイロン、養生テープ等）
- 個人用防護資材（防護服、フェイスガード、ビニール手袋等）
- 発熱、体調不良者のための専用トイレ（簡易トイレ等）
- 避難生活の快適性を追求し、免疫力を向上（高機能シュラフ等）

3 避難所不足への対応

新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、避難所を開設する場合、想定している収容者数から大幅に収容人員が減ることとなり、かつ1か所の避難所に避難者が集中す

ることを防止するため努めて多くの避難所を開設する必要がある。

災害の状況により、開設できない避難所の発生等も想定されるため、避難所が不足する場合の対応を次の通り実施する。

① 避難スペースの拡充

学校等を避難所とする場合、体育館のほか教室等の活用を検討

② 要配慮者の避難先確保

宿泊施設（旅館・ホテル等）の活用を検討

③ 広域避難の検討

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（平成20年6月10日）第2条（5）項に基づく広域避難を検討し、町内における避難所が不足する事態に対処

④ 青空避難（車中、テント泊）への対応

車中泊はエコノミークラス症候群の発生リスク等を周知・徹底する必要があるが、感染症の拡大防止策としては有効な一手段であり、避難の選択肢として青空避難（車中、テント泊）を選択する避難者が増えることも予測されるため、青空避難（車中、テント泊）に備えた場所の確保を検討

【資料①】 ソーシャルディスタンスを確保した避難スペース

4 避難所のレイアウト作成

① 避難所入口の外に「事前受付」を設置する。

○ 健康状態チェックカードの確認、体温測定を実施し、発熱や体調不良者の早期発見に努める。

② 避難所において使用できるスペースを確認し、居住スペース、専用スペース、共有スペースに区分する。専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトとする。

すべての動線は一方通行とし、交差をさけることが望ましい。

③ 居住スペース

○ 学校（体育館）の場合、教室等を活用した居住スペースの分散化を検討する。

教室等を活用する際は、机や椅子の移動、教材、児童生徒の私物などに対する配慮を行う。

○ 100cm×200cmを避難者1名あたりの占有スペースとする。

○ 避難者の世帯数に応じ居住スペースを配当する。

○ 各世帯間は2m間隔を確保する。（通路も2m確保する）

④ 専用スペース

- 発熱、体調不良者を収容するスペースであり、その他のスペースから独立していることが望ましい。学校等の大規模な避難所は、教室等を活用して設置し、小規模な避難所の専用スペースは、集会室等の個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等に収容することを検討する。
- 専用スペースは個室がのぞましいが、教室等を活用する場合、パーティション等を設け、感染防止を図る。
- 専用スペースには専用トイレを確保する。(簡易トイレの設置)
- 専用スペースには収容した家族の待機スペースを近傍の別部屋に確保する。

⑤ 共有スペース

- 総合受付、トイレ、洗面所、洗濯場、携帯電話充電場所等を共有スペースとするが、各々の場所で密集が発生しない運用に努める。(時間指定、入室制限等)

⑥ 除菌スプレー等の配置

各スペースの出入口等に除菌スプレーを設置し、手指の除菌を実施する。

⑦ パーティションの設置

資材が不足する場合、専用スペースを優先して設置する。設置する場合の高さは2 m程度を確保する。

【資料②】避難所（学校等）のレイアウト例

5 発熱や体調不良者の対応要領の具体化

医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含め具体化を図る。

6 避難所内において感染者が確認された場合の検討

感染者が確認された場合に備え、保健機関等と連携し、消毒方法やその範囲、その他の避難者の行動など事前に検討する。

7 陽性患者で自宅療養している者、自宅待機している濃厚接触者の避難方法の具体化

保健機関等と協議し、自宅療養者（感染者）や自宅待機者（濃厚接触者）の避難先や方法等を含めた避難方針を用意しておく。

※ 避難方針の一例

- ① 自宅等の安全が確保できる場合
在宅避難を追求する。

- ② 自宅等の療養場所の安全が確保できない場合
感染者専用の避難所、濃厚接触者専用の避難所を各々開設し避難する。

8 避難所運営スタッフに対する準備

新型コロナウイルスが蔓延する状況の中、避難所において感染拡大防止を図る場合、運営スタッフの適切な統制が必要不可欠であり、個人用防護資材の使用方法等、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を実施する必要がある。

第2章 初動期の対応

1 町民への周知

地震・津波等、突発的な災害の発生をのぞき、災害の発生が予測される段階から以下の事項を町民に対して広報する。広報手段としてはホームページへの掲載、広報車による広報及び個別訪問によるチラシの配布等、あらゆる手段を活用する。

自宅の安全確保

- ・自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。その際、2階以上への垂直避難を考慮すること。

開設する指定避難所、臨時避難所の所在地

避難所以外への避難方法の検討

- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難（縁故避難）
- ・町が指定した場所における青空避難（車中泊、テント泊）
 - ※ 換気を十分に行うこと及び災害の種類（台風等の接近等）によってはテント泊が適さないことを周知
 - ※ 車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意すること。

必要な物資等の持参

- ・マスク、アルコール消毒液、清潔品（タオル、歯ブラシ等）、体温計、等の避難生活に必要なものを可能な限り持参すること。

2 避難所の開設

突発的な災害をのぞき、災害の発生が予想される場合は、余市町災害対策本部が決定した指定避難所等を努めて早い段階で開設する。

① 避難所運営スタッフの健康状態の確認

体温測定、問診等を相互に行い、体調不良の場合、避難所運営スタッフとして

参加しない。

② 事前受付、総合受付、居住スペース、専用スペースの設置

- 第1章4項において作成したレイアウトに基づき、各スペースを設置する。
- 養生テープ等を使用し、表示を行う。(居住スペースの区割り)
- 突発的な災害等により、事前受付を設置する前に避難者が居住スペースに入った場合、改めて居住スペースの区割りをを行うとともに、各避難者の体温と体調を個別に確認する。

3 避難者の受付

① 事前受付（避難所入り口外に設置、雨天時は暴風対策を実施し、テント等を使用）

※ 受付スタッフは個人用防護資材（防護服、マスク、フェイスガード、ビニール手袋等）を装着する。

- 避難者の体温測定（非接触型体温計の使用が望ましい）
- 健康状態の確認（味覚、嗅覚等の異常の有無、咳等）

⇒ 発熱や体調不良が確認できた避難者

家族を含め専用スペースに誘導

→ 災害対策本部に報告、事前に検討した要領で医療機関へ引継ぎ

→ 医療機関に引き継ぐまで専用スペースで待機

※ 専用スペースへの誘導は、案内表示等で避難者自らが移動できることが望ましい。

⇒ 発熱や体調不良がない避難者

総合受付に誘導する。

② 総合受付

※ スタッフは防護服を除く個人防護資材を装着

※ 受付時における混雑による密集阻止が重要

- 避難者名簿の作成（用紙を配布、記入は居住スペース等に到着後とする。）
- 居住スペースの区割りを案内
- 避難所におけるルールの説明

【第2号様式】避難者名簿

【資料③】事前受付のレイアウト、運営イメージ

4 運営の留意点

① 感染予防対策

- 事前受付を常設し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認する。
- 衛生環境について指導する衛生班を避難者(町民)の中から選出し配置する。
- 保健師や衛生班の定期的な巡回(朝、夕の1日最低2回)の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底する。
- トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では密集にならないよう運用する。
- 30分に1回、換気を実施する。
- 避難者に体調チェック表を配布し、毎日2回(朝、夕)に体温と体調を確認する。
- 避難者に対し掲示物などを活用し、感染症防止のための運営上の注意点を周知・徹底する。

【個人の留意点】

- 常に、前後左右2m程度の距離を確保
- 手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り装着)、毎日の体温、体調を確認(ドアノブ等の共用部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をしない。

【避難所の留意点】

- アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置
- 30分に1回以上、数分間、窓を全開にした状態での定期的な換気を実施
- 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日1回消毒
- トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- 物品や食事の配給時等、直接手交を避け、1度机に置くことにより接触感染を回避
- ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

② 発熱、体調不良者が発生した場合

第1章5項で定めた手順に従い適切に対応するほか、次の事項に留意する。

- 速やかに専用スペースに移動させ、災害対策本部に報告するとともに、保健機関、医療機関に連絡・相談し、処遇については医師の判断に従う。
- 発熱者等で同じ兆候・症状のあるものを同室としないよう努める。やむを得ず同室とする場合は、パーティション等で区切るなど、可能な限り隔離した空

間を作為する。

- 医師の診察の結果、新型コロナウイルスへの感染が疑われ、検査を受ける場合、結果がでるまでの処遇は医師の指示に従う。
 - 発熱者等を収容する専用スペースには、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフは、個人用防護具（マスク、フェイスガード、防護服、ビニール手袋等）を装着する
 - 発熱者等の専用スペースは各発熱者等専用のトイレ（簡易トイレ）を設置する。
- ③ 感染者が確認された場合
- 第1章6項で定めた内容を踏まえ、保健機関の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施する。